小室地区連絡協議会規約改正案

2023年4月16日総会報告

第7条(役員の任期)

承認

現行: 1. 三役の任期は、一期1年とし、三期3年までとする。



改正案: 1. 三役の任期は、3年までとする。

理由: 1年では中期的な案件が遂行できず、中途半端。

複数年の任期であれば、じっくりと腰を据えて課題解決できる。

第13条(会の運営費)

不承認

現行: 1. この会の運営費は各町会・自治会の拠出金とその他の収入による。

2. この会の活動のため各町会・自治会の構成世帯1戸当たり年額200円を本会に拠出する。



改正案: 2. 年額250円を本会に拠出する。

年間25万円が船橋市より支給されていた。

一方で、船橋市より各町会・自治会への交付金が令和5年度より、

370円から420円に50円増額される。

増額により、1,700世帯 x 50円=85,000円で、25万円の1/3補填できる。 増額された分を年会費増額に充てれば、各町会・自治会の収支ゼロ。